

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第585号)

平成21年4月23日

横 情 審 答 申 第 585 号

平 成 21 年 4 月 23 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定
に基づく諮問について（答申）

平成20年2月19日市市情第1425号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録」及び「2007年11月2日開催の情報公開・個人情報保護審査会（第三部会藤原静雄、青木孝、早坂禧子委員）で審議内容をICレコーダーで記録した全ての情報を文書化した文書の全て」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録」及び「2007年11月2日開催の情報公開・個人情報保護審査会（第三部会藤原静雄、青木孝、早坂禧子委員）で審議内容をICレコーダーで記録した全ての情報を文書化した文書の全て」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年11月16日付で行った「横浜市情報公開・個人情報保護審査会第三部会第49回会議（平成19年11月2日開催）の録音記録」（以下「文書1」という。）及び「2007年11月2日開催の情報公開・個人情報保護審査会（第三部会藤原静雄、青木孝、早坂禧子委員）で審議内容をICレコーダーで記録した全ての情報を文書化した文書の全て」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を併せて、以下「本件申立文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書のうち文書1については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため全部を非開示とし、文書2については当該文書を保有していないことから非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1には意見陳述を行った異議申立人の音声の記録が含まれており、その部分は、個人に関する情報であって発言内容から特定の個人を識別することができるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、不服申立てについて公正かつ客観的な判断を確保するために設置されている。審査会の会議は、非開示情報について審議するため、また、会議の公正・円滑な運営を確保するため条例第31条ただし書の規定により非公開としている。文書1は、審査会の審議内容を録音したものである。これを開示すると、不服申立てに係る原処分において非開

示と決定された情報が明らかとなってしまふ。また、審査会の審議の過程においてどのような議論・検討が行われたかが明らかになり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になる結果、審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという審査会の事務に支障を及ぼすおそれがある。

このため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 文書2の不存在について

審査会においては、今後の審議や答申の作成に正確を期すためにその審議内容をICレコーダーに録音しており、必要に応じて、録音記録を基に審議内容に係る文書を作成している。審査会第三部会第49回会議において録音した情報については、逐一文書に書き起こすといういわゆるテープ起こしをしておらず、またその記録の要旨をまとめた文書も作成しておらず、開示請求に係る文書を保有していない。

このため、条例第10条第2項に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 非開示決定通知書記載の「根拠規定を適用する理由」では非開示決定とならない。違法な処分を取り消せ。

5 審査会の判断

(1) 審査会について

審査会は、行政文書の開示請求に対する非開示決定等について不服申立てが行われた場合に、決定を行うべき実施機関等からの諮問を受け、第三者としての立場から、当該行政文書の非開示決定等の違法性等について調査審議を行い、諮問庁に対して答申を行う合議制の機関である。

実施機関等は不服申立てに対する決定等を行うに当たっては、原則として審査会に諮問を行い、審査会の答申を尊重して決定等を行わなければならないこととされており（条例第19条）、横浜市においては、実際上も各実施機関は原則的に審査会の答申を自らの判断として決定を行っている。

答申の形式及び内容に関する規定はないが、実施機関等が不服申立てに対して決

定等を行うに当たって諮問が必要とされ、答申を尊重すべきものとされていること及び各実施機関は原則的に審査会の答申を自らの判断として決定を行っている実情からすれば、審査会は、条例適用上の論点について端的に法的判断を示すことが要請されていると考えられ、そのような意味で、審査会の答申は、行政上の不服申立手続において実施機関等の行う最終の行政的判断としてのあるべき判断を示すという性格を有していると言うことができる。複数の委員の合議によりこのような性格を有する法的判断が公正になされるためには、合議制による審議において自由な意見を率直に述べ互いに反論し批判し合い議論を尽くすことが必要不可欠である。

(2) 審査会の会議の録音記録について

審査会では、ICレコーダーによって会議の録音をしている。一般に、審査会では、各実施機関から諮問された案件について継続的に審議を行い答申をまとめており、録音データは、次回以降の審議のための参考資料を用意したり、答申の案を作成する際に審議の内容を正確に把握するために適宜利用している。審議内容によっては、録音データを基に審議における主な意見や審議内容の要点をまとめた資料を作成して次回以降の審議資料とすることもありますが、すべての審議について録音データを基に文書を作成するというわけではない。

なお、審査会では、録音データの保管については横浜市情報公開・個人情報保護審査会録音テープ管理基準（平成17年8月12日制定）を定め、録音されているすべての不服申立案件について答申が出るまでの間保存することとしている。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書のうち文書1は、平成19年11月2日に開催された審査会第三部会第49回会議の審議内容を録音し、市民活力推進局総務部市民情報室において電磁的記録として保有している録音データである。また、文書2は、文書1を基に、その一部の音声を文字に起こしたり審議内容の要旨をまとめるなどして作成した文書であると解される。

(4) 文書1の条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1は本号に該当するとして非開示としたと主張しているので、

以下検討する。

ウ 審査会においては、不服申立案件の審議をする場合、必要に応じて非開示決定された文書を実際に見分しながら議論するほか、審議案件は個人や法人等からの異議申立てにかかわるものであるため、個人のプライバシーや法人等の営業秘密等に関する情報が調査審議の過程において現れるのが通常であり、また、具体的な事案の解決のために行政上の秘密に属するような情報について説明が行われることもある。

また、審査会の調査審議手続は行政上の不服申立手続の一環をなすことから、会議を公開すると、審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがある。

これらのことから、審査会の会議は、不服申立案件の審議をする場合は、非開示情報に該当する事項を審議するため、また、会議の公正・円滑な運営を確保するため、条例第31条ただし書の規定により非公開としている。

このような理由から非公開で行われている不服申立案件の審議に係る審査会の会議の録音データを公にすると、非開示情報についての議論等が行われにくくなり、審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというべきである。

エ 当審査会で文書1について確認したところ、文書1には不服申立案件の審議を行うため非公開とされた審査会の会議の状況がそのまま記録されており、これを公にすると非開示情報についての議論や自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあるものと認められた。

したがって、文書1は、開示すると審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当する。

(5) 文書1の条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1には意見陳述を行った異議申立人の音声の記録が含まれており、その部分は、個人に関する情報であって、発言の内容から特定の個人を識別することができるため、本号にも該当すると主張している。しかし、当該部分については、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第2項第6号に該当するため開

示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(6) 文書2の不存在について

文書2について、実施機関は、必要に応じて審査会の録音データを基に審議内容に係る文書を作成しているが、文書1についてはいわゆるテープ起こしを行っておらず、審議内容の要旨をまとめた文書も作成していないため保有していないと説明している。

このため、当審査会において確認したところ、文書1の内容から、文書1を基に審議の参考とするための文書を作成する必要は特になかったため、それらを作成していなかった。そのため、審査会第三部会第49回会議後の審査会の会議において文書1を基に作成されたと思われる文書は審議資料として配付されていなかった。そのほかに文書2が作成されたと推認させる事情も認められず、文書2は存在しないとの実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、文書1を条例第7条第2項第6号に該当するとして非開示とした決定及び文書2を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年2月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年2月22日 (第121回第二部会)	・諮問の報告
平成20年2月28日 (第123回第一部会)	
平成20年3月7日 (第55回第三部会)	
平成20年4月24日 (第126回第一部会)	・審議
平成20年5月22日 (第127回第一部会)	・審議
平成20年6月12日 (第128回第一部会)	・審議
平成20年12月11日 (第137回第一部会)	・審議
平成21年1月15日 (第138回第一部会)	・審議
平成21年2月12日 (第139回第一部会)	・審議
平成21年2月26日 (第140回第一部会)	・審議
平成21年3月12日 (第141回第一部会)	・審議
平成21年3月26日 (第142回第一部会)	・審議